

新（平成28年6月1日農林省令第43号）	旧
<p>（製造業者等の認定の申請）</p> <p>第二十五条 法第十四条第一項の認定の申請は、次に掲げる事項（第四十六条第二項の告示で定めるところにより行う認定の申請にあつては、第四号を除く。）を記載した書類を登録認定機関に提出してしなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p><u>五 格付に関する記録の作成及び保存に関する事項</u></p> <p><u>六 （略）</u></p> <p>（格付の表示）</p> <p>第二十六条 法第十四条第一項の農林水産省令で定める方式は、次のとおりとする。</p> <p>一 表示する事項は、おおむね次のとおりとし、その様式は農林水産大臣が農林物資ごとに告示で定める。</p> <p>イ～ホ （略）</p> <p><u>ハ 有機農産物若しくは有機畜産物の生産行程管理者、小分け業者、外国生産行程管理者若しくは外国小分け業者又は指定農林物資の輸入業者に係る認定にあつては、登録認定機関又は登録外国認定機関が当該認定ごとに付す番号（以下「認定番号」という。）</u></p> <p>二 （略）</p> <p>（生産行程管理者の認定の申請）</p> <p>第二十八条 法第十四条第二項の認定の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認定機関に提出してしなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p><u>五 格付に関する記録の作成及び保存に関する事項</u></p> <p><u>六 （略）</u></p> <p>（流通行程管理者の認定の申請）</p> <p>第二十八条の三 法第十四条第三項の認定の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認定機関に提出してしなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p><u>六 格付に関する記録の作成及び保存に関する事項</u></p> <p><u>七 （略）</u></p>	<p>（製造業者等の認定の申請）</p> <p>第二十五条 法第十四条第一項の認定の申請は、次に掲げる事項（第四十六条第二項の告示で定めるところにより行う認定の申請にあつては、第四号を除く。）を記載した書類を登録認定機関に提出してしなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>五 （略）</u></p> <p>（格付の表示）</p> <p>第二十六条 法第十四条第一項の農林水産省令で定める方式は、次のとおりとする。</p> <p>一 表示する事項は、おおむね次のとおりとし、その様式は農林水産大臣が農林物資ごとに告示で定める。</p> <p>イ～ホ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二 （略）</p> <p>（生産行程管理者の認定の申請）</p> <p>第二十八条 法第十四条第二項の認定の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認定機関に提出してしなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>五 （略）</u></p> <p>（流通行程管理者の認定の申請）</p> <p>第二十八条の三 法第十四条第三項の認定の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認定機関に提出してしなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>六 （略）</u></p>

(小分け業者の認定の申請)

第三十二条 法第十五条第一項の認定の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認定機関に提出してしなければならない。

一～四 (略)

五 格付の表示に関する記録の作成及び保存に関する事項

六 (略)

(輸入業者の認定の申請)

第三十四条 法第十五条の二第一項の認定の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認定機関に提出してしなければならない。

一～四 (略)

五 格付の表示に関する記録の作成及び保存に関する事項

六 (略)

(登録認定機関の登録)

第三十九条 法第十六条第一項の登録の申請は、別記様式第一号による申請書に手数料に相当する額の収入印紙をはり付け、これを農林水産大臣に提出してしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をするときは、当該申請により得られた納付情報により、現金をもつて手数料を納付するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 認定に関する業務から生じる損害の賠償その他の債務に対する備え及び財務内容の健全性に関する事項を記載した書類

四～六 (略)

(登録認定機関の登録の更新に係る準用)

第四十三条 第三十九条の規定は法第十七条の三第二項において準用する法第十六条第一項の登録の更新の申請について、第四十条の規定は法第十七条の三第二項において準用する法第十六条第一項の農林水産省令で定める区分について、第四十一条の規定は法第十七条の三第二項において準用する法第十七条の二第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。この場合において、第三十九条第二項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（既に農林水産大臣に提出されているものからその内容に変更がない書類を除く。）」と、同項第二号ホ中「業務又はこれに」とあるのは「業務に」と、同項第五号中「第十七条の二第一項第二号」とあるのは「第十七条の三第二項において準用する法第十七条の二第一項第二号」と読み替えるものとする。

(登録認定機関の認定に関する業務の方法に関する基準)

(小分け業者の認定の申請)

第三十二条 法第十五条第一項の認定の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認定機関に提出してなければならない。

一～四 (略)

(新設)

五 (略)

(輸入業者の認定の申請)

第三十四条 法第十五条の二第一項の認定の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認定機関に提出してなければならない。

一～四 (略)

(新設)

五 (略)

(登録認定機関の登録)

第三十九条 法第十六条第一項の登録の申請は、別記様式第一号による申請書に手数料に相当する額の収入印紙をはり付け、これを農林水産大臣に提出してしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をするときは、当該申請により得られた納付情報により、現金をもつて手数料を納付するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 直近の財産目録又は貸借対照表

四～六 (略)

(登録認定機関の登録の更新に係る準用)

第四十三条 第三十九条の規定は法第十七条の三第二項において準用する法第十六条第一項の登録の更新の申請について、第四十条の規定は法第十七条の三第二項において準用する法第十六条第一項の農林水産省令で定める区分について、第四十一条の規定は法第十七条の三第二項において準用する法第十七条の二第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。この場合において、第三十九条第二項第五号中「第十七条の二第一項第二号」とあるのは、「第十七条の三第二項において準用する法第十七条の二第一項第二号」と読み替えるものとする。

(登録認定機関の認定に関する業務の方法に関する基準)

第四十六条 法第十七条の五第二項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第十四条第一項から第三項まで、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十九条の三並びに第十九条の四の認定の実施方法に関する基準

イ～ハ (略)

ニ 認定をするときは、以下の事項を含む適正な条件を付すること。

(1)～(3) (略)

(4) 認定事業者は、氏名若しくは名称、住所若しくは認定事項を変更しようとするとき又は格付に関する業務（小分け業者、指定農林物資の輸入業者（法第十五条の二第一項の認定を受けた者に限る。(10)、(11)及び次条第一項第二号において同じ。）又は外国小分け業者にあつては、格付の表示に関する業務。以下この項及び次条第三項において同じ。）を廃止しようとするときは、あらかじめ登録認定機関にその旨を通知すること。

(5)～(9) (略)

(10) 毎年六月末日までに、その前年度の格付実績（小分け業者、指定農林物資の輸入業者又は外国小分け業者にあつては格付の表示の実績、有機農産物の生産行程管理者又は外国生産行程管理者にあつては格付実績及び認定に係るほ場の面積）を登録認定機関に報告すること

(11) 認定事業者は、その行った格付（小分け業者、指定農林物資の輸入業者又は外国小分け業者にあつては、格付の表示。以下この(11)において同じ。）に関する記録を、次に掲げる場合に~~応じ、それぞれ次に定める期間保存すること。~~

(i) 当該格付に係る農林物資の格付の日から消費期限（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。以下この(i)及び(ii)において同じ。）又は賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。以下この(i)及び(ii)において同じ。）までの期間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資が出荷されてから消費されるまでに通常要すると見込まれる期間。(ii)において同じ。）が一年以上である場合（(iii)に掲げる場合に該当する場合を除く。） 当該農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあつては、当該農林物資の出荷の日から三年間）

(ii) 当該格付に係る農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間が一年未満である場合（(iii)に掲げる場合に該当する場合を除く。） 当該農林物資の格付の日から一年間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合あつては、当該農林物資の出荷の日から一年間）

(iii) 当該格付が生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表農産物又は生産情報公表養殖魚について行われた場合 農林水産大臣が別に定める期間

(12) (略)

(13) 登録認定機関は、認定事業者が(1)から(11)までに掲げる条件に違反し、又は(12)の報

第四十六条 法第十七条の五第二項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第十四条第一項から第三項まで、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十九条の三並びに第十九条の四の認定の実施方法に関する基準

イ～ハ (略)

ニ 認定をするときは、以下の事項を含む適正な条件を付すること。

(1)～(3) (略)

(4) 認定事業者は、氏名若しくは名称、住所若しくは認定事項を変更しようとするとき又は格付に関する業務（小分け業者、指定農林物資の輸入業者（法第十五条の二第一項の認定を受けた者に限る。(10)及び次条第一項第二号において同じ。）又は外国小分け業者にあつては、格付の表示に関する業務。以下この項及び次条第三項において同じ。）を廃止しようとするときは、あらかじめ登録認定機関にその旨を通知すること。

(5)～(9) (略)

(10) 毎年六月末日までに、その前年度の格付実績（小分け業者、指定農林物資の輸入業者又は外国小分け業者にあつては、格付の表示の実績）を登録認定機関に報告すること。

(新設)

(11) (略)

(12) 登録認定機関は、認定事業者が(1)から(10)までに掲げる条件に違反し、又は(11)の報

告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは(12)の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その認定を取り消し、又は当該認定事業者に対し、格付に関する業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止することを請求することができること。

(14) 登録認定機関は、認定事業者が(13)の規定による請求に応じないときは、その認定を取り消すこと。

(15) 認定事業者の氏名又は名称及び住所、認定に係る農林物資の種類、認定に係る工場、ほ場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における生産業者等の氏名若しくは名称及び住所並びに認定の年月日、(13)の規定による請求をしたとき又はその認定を取り消したときは当該請求又は取消しの年月日及び当該請求又は取消しをした理由並びに格付に関する業務を廃止したときは当該廃止の年月日を公表すること。

ホ (略)

二 (略)

三 認定事業者の認定の取消しその他の措置の実施方法に関する基準

イ～ニ (略)

ホ 認定事業者が正当な理由がなく、第一号ニ(12)の報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同号ニ(12)の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同号ニ(12)の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、当該認定事業者に対し、当該認定事業者が真実かつ正確な報告をし、又は当該認定事業者が当該検査に応じ、当該検査が終了するまでの間、格付に関する業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止することを請求すること。

へ～リ (略)

四 認定事業者の認定等に係る公表に関する基準

イ 認定事業者の認定をしたときは、遅滞なく、次の事項（これらの事項に変更があつたときは、変更後のもの）を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項（これらの事項に変更があつたときは、変更後のもの）の提供をすること。

(1)～(3) (略)

(4) 認定に係る認定番号

(5) (略)

ロ 認定事業者に対し、前号ニ又はホの規定による請求をしたときは、遅滞なく、次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。

(1)～(3) (略)

(4) 請求に係る農林物資に係る認定番号

(5)・(6) (略)

ハ 認定事業者が格付に関する業務を廃止したときは、遅滞なく、次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供を

告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは(11)の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その認定を取り消し、又は当該認定事業者に対し、格付に関する業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止することを請求することができること。

(13) 登録認定機関は、認定事業者が(12)の規定による請求に応じないときは、その認定を取り消すこと。

(14) 認定事業者の氏名又は名称及び住所、認定に係る農林物資の種類、認定に係る工場、ほ場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における生産業者等の氏名若しくは名称及び住所並びに認定の年月日、(12)の規定による請求をしたとき又はその認定を取り消したときは当該請求又は取消しの年月日及び当該請求又は取消しをした理由並びに格付に関する業務を廃止したときは当該廃止の年月日を公表すること。

ホ (略)

二 (略)

三 認定事業者の認定の取消しその他の措置の実施方法に関する基準

イ～ニ (略)

ホ 認定事業者が正当な理由がなく、第一号ニ(11)の報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同号ニ(11)の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同号ニ(11)の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、当該認定事業者に対し、当該認定事業者が真実かつ正確な報告をし、又は当該認定事業者が当該検査に応じ、当該検査が終了するまでの間、格付に関する業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止することを請求すること。

へ～リ (略)

四 認定事業者の認定等に係る公表に関する基準

イ 認定事業者の認定をしたときは、遅滞なく、次の事項（これらの事項に変更があつたときは、変更後のもの）を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項（これらの事項に変更があつたときは、変更後のもの）の提供をすること。

(1)～(3) (略)

(新設)

(4) (略)

ロ 認定事業者に対し、前号ニ又はホの規定による請求をしたときは、遅滞なく、次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。

(1)～(3) (略)

(新設)

(4)・(5) (略)

ハ 認定事業者が格付に関する業務を廃止したときは、遅滞なく、次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供を

すること。

(1)～(3) (略)

(4) 廃止に係る認定事業者に係る認定番号

(5) (略)

ニ 認定の取消しをしたときは、遅滞なく、次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。

(1)～(3) (略)

(4) 取り消した認定に係る認定番号

(5)・(6) (略)

ホ (略)

2 (略)

(登録認定機関の認定等の報告)

第四十七条 登録認定機関は、法第十四条第一項から第三項まで、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十九条の三又は第十九条の四の認定（前条第二項の告示で定めるところにより行う認定を除く。第三項において同じ。）をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第五号による報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。その報告をした事項に変更があつたときも、同様とする。

一～四 (略)

五 当該認定に係る認定番号

六 (略)

2 登録認定機関は、前条第一項第三号ニ又はホの規定による請求をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第六号による報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。その報告をした事項に変更があつたときも、同様とする。

一～三 (略)

四 当該請求に係る農林物資に係る認定番号

五・六 (略)

3 登録認定機関は、その認定に係る製造業者等、生産行程管理者、流通行程管理者、小分け業者、外国製造業者等、外国生産行程管理者、外国流通行程管理者又は外国小分け業者（次項において「認定事業者」と総称する。）が格付に関する業務を廃止したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第七号による報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 当該廃止に係る認定事業者に係る認定番号

五 (略)

4 登録認定機関は、認定事業者の認定を取り消したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第八号による報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

すること。

(1)～(3) (略)

(新設)

(4) (略)

ニ 認定の取消しをしたときは、遅滞なく、次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。

(1)～(3) (略)

(新設)

(4)・(5) (略)

ホ (略)

2 (略)

(登録認定機関の認定等の報告)

第四十七条 登録認定機関は、法第十四条第一項から第三項まで、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十九条の三又は第十九条の四の認定（前条第二項の告示で定めるところにより行う認定を除く。第三項において同じ。）をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第五号による報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。その報告をした事項に変更があつたときも、同様とする。

一～四 (略)

(新設)

五 (略)

2 登録認定機関は、前条第一項第三号ニ又はホの規定による請求をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第六号による報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

(新設)

四・五 (略)

3 登録認定機関は、その認定に係る製造業者等、生産行程管理者、流通行程管理者、小分け業者、外国製造業者等、外国生産行程管理者、外国流通行程管理者又は外国小分け業者（次項において「認定事業者」と総称する。）が格付に関する業務を廃止したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第七号による報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

(新設)

四 (略)

4 登録認定機関は、認定事業者の認定を取り消したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第八号による報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 当該取り消した認定に係る認定番号

五・六 (略)

5 (略)

(登録認定機関の帳簿)

第五十二条 登録認定機関は、次項に掲げる事項を農林物資の種類ごとに記載した帳簿を保存しなければならない。

2 法第十七条の十三の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～七 (略)

八 認定することを決定した場合にあつては、当該認定に係る認定番号

九 (略)

3 (略)

(外国製造業者等の公示)

第五十八条 農林水産大臣は、第四十七条第一項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により報告を受けたときは、当該報告に係る外国製造業者等、外国生産行程管理者、外国流通行程管理者又は外国小分け業者に係る同項第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項を公示しなければならない。

2～5 (略)

(登録外国認定機関の登録の更新に係る準用)

第六十二条 第三十九条の規定は法第十九条の十において準用する法第十七条の三第二項において準用する法第十六条第一項の登録の更新の申請について、第四十条の規定は法第十九条の十において準用する法第十七条の三第二項において準用する法第十六条第一項の農林水産省令で定める区分について、第四十一条の規定は法第十九条の十において準用する法第十七条の三第二項において準用する法第十七条の二第一項の登録の更新について、第六十条の規定は令第九条第二項において準用する令第六条第二項の規定による旅費の額の計算について、それぞれ準用する。この場合において、第三十九条第二項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（既に農林水産大臣に提出されているものからその内容に変更がない書類を除く。）」と、同項第二号ホ中「業務又はこれに」とあるのは「業務に」と、同項第五号中「第十七条の二第一項第二号」とあるのは「第十九条の十において準用する法第十七条の三第二項において準用する法第十七条の二第一項第二号」と、第六十条第一号及び第三号中「登録」とあるのは「登録の更新」と読み替えるものとする。

(センターによる調査)

第七十一条の二 独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）は、登録認定機関又は登録外国認定機関に対し、独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）第十条第一項第四号の調査を行うに当たつては、あらかじめ、その内容に

(新設)

四・五 (略)

5 (略)

(登録認定機関の帳簿)

第五十二条 登録認定機関は、次項に掲げる事項を農林物資の種類ごとに記載した帳簿を保存しなければならない。

2 法第十七条の十三の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～七 (略)

(新設)

八 (略)

3 (略)

(外国製造業者等の公示)

第五十八条 農林水産大臣は、第四十七条第一項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により報告を受けたときは、当該報告に係る外国製造業者等、外国生産行程管理者、外国流通行程管理者又は外国小分け業者に係る同項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項を公示しなければならない。

2～5 (略)

(登録外国認定機関の登録の更新に係る準用)

第六十二条 第三十九条の規定は法第十九条の十において準用する法第十七条の三第二項において準用する法第十六条第一項の登録の更新の申請について、第四十条の規定は法第十九条の十において準用する法第十七条の三第二項において準用する法第十六条第一項の農林水産省令で定める区分について、第四十一条の規定は法第十九条の十において準用する法第十七条の三第二項において準用する法第十七条の二第一項の登録の更新について、第六十条の規定は令第九条第二項において準用する令第六条第二項の規定による旅費の額の計算について、それぞれ準用する。この場合において、第三十九条第二項第五号中「第十七条の二第一項第二号」とあるのは「第十九条の十において準用する法第十七条の三第二項において準用する法第十七条の二第一項第二号」と、第六十条第一号及び第三号中「登録」とあるのは「登録の更新」と読み替えるものとする。

(新設)

ついて説明を行い、当該登録認定機関又は登録外国認定機関の同意を得るものとする。

(格付の表示の除去等を行う農林物資)

第七十二条 法第十九条の十二の農林水産省令で定める農林物資は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条の農林水産省令で定める事由は、当該農林物資について同表の下欄に掲げるとおりとする。

有機農産物	一 農林水産大臣が定める物質（当該有機農産物が第三十七条に規定する国から輸入された指定農林物資である場合にあつては、当該国の格付の制度において使用し、又は混入することが認められている物質）以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。 二 (略)
有機加工食品	一 農林水産大臣が定める物質（当該有機加工食品が第三十七条に規定する国から輸入された指定農林物資である場合にあつては、当該国の格付の制度において使用し、又は混入することが認められている物質）以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。 二 (略)
(以下 略)	

(格付実績等の報告)

第七十八条 登録認定機関又は登録外国認定機関は、毎年九月末日までにその前年度のこれらの者の認定に係る製造業者等、生産行程管理者、流通行程管理者、小分け業者、外国製造業者等、外国生産行程管理者、外国流通行程管理者又は外国小分け業者の農林物資の種類ごとの格付実績又は格付の表示の実績（有機農産物の生産行程管理者又は外国生産行程管理者にあつては、認定に係るほ場の面積を含む。）を取りまとめ、農林水産大臣に報告しなければならない。

(格付の表示の除去等を行う農林物資)

第七十二条 法第十九条の十二の農林水産省令で定める農林物資は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条の農林水産省令で定める事由は、当該農林物資について同表の下欄に掲げるとおりとする。

有機農産物	一 農林水産大臣が定める物質以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。 二 (略)
有機加工食品	一 農林水産大臣が定める物質以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。 二 (略)
(以下 略)	

(格付実績の報告)

第七十八条 登録認定機関又は登録外国認定機関は、毎年九月末日までにその前年度のこれらの者の認定に係る製造業者等、生産行程管理者、流通行程管理者、小分け業者、外国製造業者等、外国生産行程管理者、外国流通行程管理者又は外国小分け業者の農林物資の種類ごとの格付実績又は格付の表示の実績を取りまとめ、農林水産大臣に報告しなければならない。